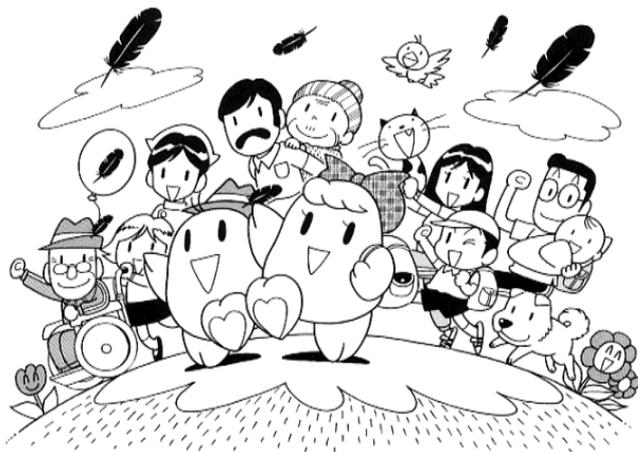


助成金で

応募締切:令和3年11月30日(火)必着

地域福祉活動を応援します！



これまでに、こんな事業に助成をしています！！

- ボランティアグループ主催の傾聴講座
- 地域住民の親睦を深めるふれあいきいきサロン活動
- 福祉施設によるお祭りや地域交流事業
- ボランティアグループによるボランティア活動 などなど

他にも、こんな活動にも助成できます！！

- 有志による見守り活動
- NPO法人による地域福祉に関する事業

令和3年度港区地域福祉活動応援助成事業

名古屋市港区社会福祉協議会では、共同募金配分金を財源として
区内で地域福祉活動を推進する事業に対して、
事業助成金で応援します！ ぜひご応募ください！

1事業上限:5万円
(助成総額:40万円)

対象団体	区内で過去に1年以上の活動実績があり現在活動中の団体
対象事業	令和4年度中に区内で実施される地域福祉に資する事業

※詳細は裏面をご覧ください。

問合せ・申込

社会福祉法人
名古屋市港区社会福祉協議会

〒455-0014 港区港楽二丁目6番32号

TEL:651-0305 FAX:661-2940

H P:<http://www.minato-shakyo.jp> (名古屋市港区社会福祉協議会で検索！)

本チラシおよび申請書類等は、本会ホームページからダウンロードすることができます。

募 集 概 要

1 目的

この事業は、共同募金の配分金の一部を財源として、名古屋市港区社会福祉協議会(以下「本会」)が、港区の地域福祉活動の活性化および共同募金運動への理解の促進を目的に実施します。

2 助成対象団体

港区内で、過去に1年以上の活動実績があり、現在活動中の団体(法人、任意団体は問わない)

3 助成対象事業

令和4年度中に、港区内で実施される地域福祉に資する事業、およびその事業で活用する備品購入(例:見守り活動、福祉施設と地域住民の交流事業、福祉講座、サロン活動、ボランティア活動等)

※ただし下記事業および経費は除く

- (1)令和4年度中に、本会、名古屋市社会福祉協議会、及び他の機関等から助成を受ける予定の事業
- (2)会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
- (3)政治・宗教・営利を目的とする事業
- (4)障害者総合支援法、介護保険法による事業
- (5)団体の運営にかかる経費(人件費・家賃・光熱水費・通信費等)

4 助成金交付金額

1事業につき上限5万円 ※助成の可否および助成金額については、審査会を経て決定します。

5 応募・審査の流れ

(1)書類による申請【募集期間:令和3年10月1日(金)~令和3年11月30日(火)まで】

- ・提出書類:「港区地域福祉活動応援助成申請書」(様式1)を本会へ持参で提出。
- ・添付書類:団体規約、令和2年度事業報告・決算報告、団体活動状況が分かる資料(チラシ等)

(2)第1次審査(書類審査)【審査結果通知:令和4年1月中旬頃】

- ・事務局にて書類審査を行い、全申請団体に審査結果を文書で通知。
- ※第2次審査への通過は10団体以内を予定しております。

(3)第2次審査(プレゼンテーションによる助成審査会)【実施日:令和4年2月中旬頃】

- ・プレゼンテーション(事業説明)および質疑応答を実施。※詳細は第1次審査結果通知時にお知らせします。
- ・同日中に審査会を開催し、助成団体および助成額を決定し公表。

<審査基準>

必要性・先駆性	区民のニーズに合致しているか、福祉課題を解決する先駆的な取組みか
広域性	特定の会員だけを対象とした事業ではなく、広く地域住民を対象とした事業か
発展性	これまでの活動を発展(拡大)させているか、今後の発展が見込めそうか
効率性	本助成金が効率的に活用されるか
協働性	今後、本会・推進協・地域団体・ボランティアグループ等との連携や協働を見込める事業か
プレゼンテーション技術	事業内容をわかりやすく説明しているか

※NPO団体及び任意団体、新規申込団体は優先的に配点します。

6 その他

- ・助成金の交付は、令和4年4月1日以降となります。
- ・助成団体には、助成事業終了後に報告書をご提出いただきます。